

市長所信表明（平成17年）9月

本日、平成17年9月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

まず、昨日の台風14号関連のご報告をさせていただきたいと思います。

大型で非常に強い台風14号に対処するため、昨日の午前11時に災害対策本部を設置し、職員による道路パトロール、消防団による河川の巡視等の警戒態勢をとりました。

台風による被害につきましては、これから調査に入る予定としております。

一方、去る8月の組織見直しで、新たに防災局を設置した効果が試されたところでありますが、それにも増して、消防団の方々をはじめ、関係者各位のご尽力・ご協力に私自身心強い思いと同時に、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、平成17年度も上半期が過ぎようとしております。本年度は、吉野川市が新たなスタート台に立つ礎を築く年であると位置づけ、様々な課題の解決に取り組んできたところでありますが、そのご報告と今後の展望について、その所信を申し述べたいと思います。

まず、行財政改革をはじめ、効率的・効果的な行政を行っていくための基礎固めについてであります。

(行財政改革の推進)

5月に立ち上げた「行財政審議会」において、現在、行政体制の整備、投資的事業の重点化等について精力的にご議論いただいているところであり、11月には審議会答申を受け、着実な実行に移して参ります。この行財政改革の方向性は、市の「総合計画」にも盛り込み、それをベースにして来年度以降の予算編成等に取り組んでいくことにしております。

(公の施設の管理運営方法の見直し)

行革の実行について、すでに取り組んでいるのが、公の施設の管理運営方法の見直しであります。

平成15年の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が法制化され、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用することが可能とされました。吉野川市としても、これを積極的に活用して、サービスの向上とコスト削減を目指して参りたいと考えております。今回、指定管理者制度導入の前提となる条例案を提案させて頂いておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、養護老人ホーム「天寿荘」については、従来から検討されていたとおり、柔軟な施設運営を実現し入所者処遇の向上を図るため、19年4月を目途に民間事業者に移管することとし、この目的にふさわしい事業運営者を公募提案方式により選定することといたしました。

(既存施設の有効活用)

また、公共投資を効率化していく観点からは、情報通信技術を活用して旧町村の図書館・図書室をネットワーク化して利便性の向上を図るなど、新たな箱モノを建設するのではなく、既存施設の有効活用を進めていくことが必要と考えております。

（各種団体への補助金の整理）

旧町村ごとに異なっていた各種団体への補助金については、本年度は、原則としてそのまま維持しておりますが、財政状況の厳しい中、より効果的な団体補助のあり方を考える必要があります。そのため、現在、補助金整理の方向性について内部的に検討を重ねており、行革の観点から行財政審議会にも諮っていくこととしております。個別の補助金の具体的な取り扱いについては来年度当初予算の編成に向けて詰めていくこととなりますが、基本方針としては、『旧町村ごとに取り扱いを異にしていたものについては、公平性の観点から整理統合を図り』『時代の趨勢（すうせい）に応じてその必要性が薄れていると思われるものについては見直していく』ことを考えております。

（公共料金の統一）

統一の必要な公共料金については、受益と負担のバランスや将来の収支見通し、国の制度改革等を見据えつつ検討中であり、来年度からは統一された新たな公共料金体系を適用していくことを目指して、国民健康保険税、保育所使用料、水道使用料については12月議会に提案させていただく予定であります。

なお、今後の施策展開を考えるうえで最も重要なのは、次世代の育成を支援していくことであるため、保育料の設定については十分配慮して参りたいと考えております。介護保険料については国の制度改革の内容が判明する時期との関係で3月議会に提案させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

（分庁舎方式の見直し）

また、すでに申し上げてきたとおり、分庁舎方式を採用したために業務執行に非効率な面が生じているため、少なくとも一つの

部局が別々の庁舎に入っている現状を是正すべく、来年度当初に向けて準備を進めているところです。

次に、時宜（じぎ）に適（かな）った施策展開に向けた取り組みについて申し上げます。

（組織体制の見直し）

まず組織体制の見直しについてであります。

また、「日本文化デザイン会議」及び「国民文化祭」に向けて準備室を設置いたしました。「日本文化デザイン会議」は、平成18年に徳島県に誘致しており、阿波踊り、人形浄瑠璃、阿波藍、等の徳島独自の歴史、伝統、文化、観光資源などに、様々なジャンルの日本を代表する文化人から、様々な切り口から議論を加えてもらう有意義な催しであり、吉野川市としても郷土の魅力を再発見、再構築し、全国に向けて情報発信しようとするものです。

さらに、その翌年には、文化の国体にあたる「国民文化祭」が徳島で開催されますので、吉野川市としても、この一連の全国的なイベントを成功させ、これを活用して地域の魅力をアピールすべく、準備体制を整備したところであります。

（包括支援センターの設置）

高齢者福祉に関しましては、来年度の介護保険制度改革に伴い、軽度な要介護者向けの新予防給付と、介護保険対象外の高齢者が要介護状態になるのを防ぐ地域支援事業の、一体的な介護予防マネジメントを行うため、「地域包括支援センター」を設置することとしております。

三点目に、国の制度改正への対応についてであります。

（三位一体改革）

いわゆる三位一体改革につきましては、全国市長会及び徳島県市長会において、その推進を求める決議が出されたところであり、税源移譲の充実はもとより、市町村の自主性の尊重、裁量の拡大につながる真の地方分権改革に向けた三位一体改革が実現するよう、吉野川市としても県・他市町村と連携して発言して参る所存であります。

(滞納整理機構)

なお、三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲により、自主財源としての市税の重みが一層増すことになることから、これまで以上に、その厳正・公平な執行を確保し、徴収率の向上を図ることが重要になってまいります。このような中、県から、「徳島滞納整理機構(仮称)」の設立についての提案があり、検討の結果、吉野川市も含め、県下の全市町村が参加し、来年四月から市町村税の滞納整理を共同処理する運びとなったところであります。

以上、申し上げてまいりましたとおり、合併に伴う課題や時代の変化に伴う様々な課題を一つ一つ確実にクリアしつつ、吉野川市行政を軌道に乗せ、地域の発展につなげていくため、引き続き全力で取り組んで参りますので、御理解・御支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件について、御説明申し上げます。

今議会に提出しております議案は、平成17年度吉野川市一般会計補正予算第3号専決処分の承認案件1件、平成16年度吉野川市水道事業会計歳入歳出決算認定案件1件、指定管理者制度導入関係条例の一部改正案件22件、公の施設の直営方式関係条例

の一部改正案件 13 件、その他吉野川市防災会議条例の一部を改正する条例等条例一部改正案件 5 件、公益法人等への職員の派遣等に関する条例等条例整備案件 2 件、条例の廃止案件 1 件、平成 17 年度吉野川市一般会計補正予算第 4 号及び平成 17 年度吉野川市介護保険特別会計補正予算第 1 号等の一般会計・特別会計補正予算の予算案件 5 件、徳島県町村議会議員公務災害補償等組合及び中央広域環境施設組合の規約変更案件 2 件、市道の廃止及び認定案件が 2 件の計 54 件でございます。

この案件のうち、主要な案件についてその概要を御説明申し上げます。

まず、報第 14 号の「平成 17 年度吉野川市一般会計補正予算第 3 号の専決処分」につきましては、8 月 8 日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙が 9 月 11 日執行されます関係上、議会を招集し衆議院議員選挙費に関する予算を審議する暇（いとま）がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、議第 84 号の「平成 16 年度吉野川市水道事業会計歳入歳出決算認定」は地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付し認定を求めるものであります。

議第 85 号、議第 92 号、議第 93 号、議第 95 号から議第 100 号、議第 102 号、議第 110 号から議第 113 号、議第 117 号から議第 121 号、議第 124 号、議第 125 号及び議第 127 号の 22 議案につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者に市有施設の管理を行わせるため、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事

項等を定めるもので、それぞれ指定管理者制度導入関係条例の一部を改正するものでございます。

議第86号、議第87号、議第94号、議第101号、議第104号から議第109号、議第114号、議第116号及び議第126号の13議案につきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴い管理委託規定を削る等、それぞれ直営方式関係条例の一部を改正するものでございます。

議第89号の「吉野川市職員定数条例の一部を改正する条例制定」については、議会事務局の組織機構を整えるため所要の改正を行うものであります。

議第91号の「吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例制定」は、指定管理者選定に際し、適当と認められる団体がなかったとき等やむを得ない場合に、公募によらない方法で選定ができる特例、及び教育委員会所管の施設への適用規定を加えるものでございます。

議第115号の「吉野川市林道管理条例制定」については、森林の健全な育成を図るため、本市が管理する林道及びこれに隣接する林地を保全し、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資することを目的に新たに条例を整備するものでございます。

議第128号の「平成17年度吉野川市一般会計補正予算第4号」では、教育施設耐震化優先度調査、市役所及び各庁舎また中学校への体外式自動除細動器設置、健康被害で社会問題化しておりますアスベスト対策、生活基盤整備事業として市道・林道及び河川の維持補修等2億2481万7千円を追加し、一般会計の歳入歳出の予算総額を188億8551万4千円とするものでござ

います。

議第129号の「平成17年度吉野川市介護保険特別会計補正予算第1号」は、前年度繰越金9353万4千円を追加し、歳入歳出の予算総額を38億8037万2千円とするものでございます。

議第130号の「平成17年度吉野川市公共下水道事業特別会計補正予算第1号」は、管渠（かんきょ）布設工事及び鴨島中央浄化センター管理費等として1205万千円を追加し、歳入歳出の予算総額を13億9401万6千円とするものでございます。

議第131号の「平成17年度吉野川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号」は、川田処理区等に伴う経費6147万2千円を減額し、歳入歳出の予算総額を12億3764万3千円とするものでございます。

議第132号の「平成17年度吉野川市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」は、使用料算定業務委託料等142万3千円を追加し、歳入歳出の予算総額を3億2676万1千円とするものでございます。

また、議第133号の「徳島県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更」については、加入できる議員の範囲を県内市町村の議会議員とするため、規約関係箇所の子句及び表現について適正に改めるため、議会の議決を求めるものでございます。

議第135号の「市道路線の廃止について」は、寄付受理及び区域延長による再認定のため2路線の現認定を廃止、議第136号の「市道路線の認定について」は、寄付受理による認定及び区

域延長による認定替え 13 路線につき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、2 名の人権擁護委員が平成 17 年 12 月 31 日に任期満了となるため、最終日に追加提案する予定としておりますので、推薦同意につきましてよろしくお願いいたします。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、後ほど担当部長からご説明させますので、十分ご審議の上、原案どおりご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。